

指令第 16 号

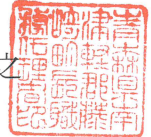
一般廃棄物処理業許可証

住 所 弘前市大字土堂字早川 276 番地 1
名 称 株式会社 東北クリーン
代表者名 代表取締役 三上 博明

令和 8 年 2 月 12 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に基づき次の条件を付して許可する。

令和 8 年 3 月 4 日

藤崎町長職務代理者
藤崎町副町長 三上 孝之



| | |
|----------|-----------------------------------|
| 許 可 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 |
| 許可廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 許 可 業 務 | 収集・運搬 |
| 処 分 方 法 | 弘前地区環境整備事務組合の処分施設による処分 |
| 許 可 区 域 | 藤崎町全域 |
| 遵 守 事 項 | 別紙「一般廃棄物処理業者（ごみ）許可条件」のとおり |